㈣　感染症法第三六条の一〇の政令で定めるところにより算定した額は、㈢により算定した額から㈡により算定した額を控除した額に八分の一〇を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とすることとした。（第九条の四関係）

㈤　感染症法第三六条の一二の規定により国が都道府県に対して交付する額は、各都道府県につき、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表日の属する月から㈠の厚生労働大臣が定める期間が経過する日の属する月までの間（㈥において「流行初期医療確保措置実施期間」という。）における流行初期医療確保措置（感染症法第三六条の九第一項に規定する流行初期医療確保措置をいう。㈥において同じ。）に要した費用の額の八分の三に相当する額とすることとした。（第九条の五関係）

㈥　感染症法第三六条の一三の規定により社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が都道府県に対して交付する額は、各都道府県につき、流行初期医療確保措置実施期間における流行初期医療確保措置に要した費用の額の二分の一に相当する額とすることとした。（第九条の六関係）

㈦　合併若しくは分割により成立した保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。以下この㈦において同じ。）、合併若しくは分割後存続する保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者（以下この㈦において「成立保険者等」という。）に係る合併、分割又は解散が行われた年度（以下この㈦において「合併等年度」という。）の感染症法第三六条の一四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の額は、次に掲げる成立保険者等の区分に応じ、それぞれ定める額とすることとした。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでないものとすることとした。（第九条の七関係）

(1)　合併又は分割により成立した保険者　当該保険者が当該合併により消滅した保険者又は当該分割により消滅した保険者若しくは当該分割後存続する保険者から承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額

(2)　合併後存続する保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者　当該合併又は解散前における当該保険者に係る合併等年度の流行初期医療確保拠出金等の額に当該合併又は解散により消滅した保険者から承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額を加えて得た額

(3)　分割後存続する保険者　当該分割前における当該保険者に係る合併等年度の流行初期医療確保拠出金等の額から当該分割により成立した保険者が承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額を控除して得た額

㈧　感染症法第三六条の一九第三項の規定による流行初期医療確保拠出金等及び延滞金（感染症法第三六条の二〇に規定する延滞金をいう。）の徴収の請求は、感染症法第三六条の一九第一項の規定による督促を受けた保険者等（感染症法第三六条の一四第一項に規定する保険者等をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対して行うものとすることとした。ただし、当該保険者等のうち厚生労働大臣の指定する保険者等に係る当該請求は、厚生労働大臣に対して行うものとすることとした。（第九条の八関係）

㈨　感染症法第三六条の二三第一項の政令で定める収入は、感染症法第三六条の二第一項第一号又は第二号に掲げる措置に係る補助金のうち感染症法第三六条の九第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用に係るものとして厚生労働大臣が定めるもの㈩において「流行初期医療確保補助金」という。）とすることとした。（第九条の九第一項関係）

㈩　感染症法第三六条の二三第一項の政令で定める額は、㈠の額から㈡の額を控除した額（当該額が同項に規定する流行初期医療の確保に要する費用に係る収入の額（以下この㈩において「流行初期医療確保費用収入額」という。）を上回る場合には、流行初期医療確保費用収入額）とすることとした。（第九条の九第二項関係）

(1)　㈡により算定した額、流行初期医療確保費用収入額及び流行初期医療確保補助金の額の合計額

(2)　㈢により算定した額及び当該額から㈡により算定した額を控除した額に八分の二を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

㈡　感染症法第三六条の二三第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用の返納及び感染症法第三六条の二四第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用の返還に関する技術的読替えを定めることとした。（第九条の一〇及び第九条の一一関係）

㈢　感染症法第三六条の三二第一項の規定により支払基金が発行する債券（以下「基金流行初期医療確保措置債券」という。）は、無記名式とすることとした。（第九条の一二関係）

㈣　基金流行初期医療確保措置債券の募集は、募集の方法によるものとすることとした。（第九条の一三関係）

㈤　社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある基金流行初期医療確保措置債券（㈥において「振替基金流行初期医療確保措置債券」という。）の募集に応じようとする者は、㈣の記載事項のほか、自己のために開設された当該基金流行初期医療確保措置債券の振替を行うための口座（㈥において「振替口座」という。）を基金流行初期医療確保措置債券申込証に記載しなければならないものとすることとした。（第九条の一四第二項関係）

㈥　基金流行初期医療確保措置債券申込証は、支払基金が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならないものとすることとした。（第九条の一四第三項関係）

(1)　基金流行初期医療確保措置債券の名称

(2)　基金流行初期医療確保措置債券の総額

(3)　各基金流行初期医療確保措置債券の金額

(4)　基金流行初期医療確保措置債券の利率

(5)　基金流行初期医療確保措置債券の償還の方法及び期限

(6)　利息の支払の方法及び期限

(7)　基金流行初期医療確保措置債券の発行の価額

(8)　社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

(9)　社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

(10)　応募額が基金流行初期医療確保措置債券の総額を超える場合の措置

(11)　募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

㈦　㈣から㈥までの規定は、政府若しくは地方公共団体が基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける場合又は基金流行初期医療確保措置債券の募集の委託を受けた会社が自ら基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しないものとすることとした。（第九条の一五第一項関係）

㈧　㈦の場合において、振替基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替基金流行初期医療確保措置債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を支払基金に示さなければならないものとすることとした。（第九条の一五第二項関係）

㈨　基金流行初期医療確保措置債券の応募総額が基金流行初期医療確保措置債券の総額に達しないときでも基金流行初期医療確保措置債券を成立させる旨を基金流行初期医療確保措置債券申込証に記載したときは、その応募額をもって基金流行初期医療確保措置債券の総額とすることとした。（第九条の一六関係）